一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　太田
二　砂防法第二条の土地の表示
　令和二年国土交通省告示第五百四十三号で指定した同号二に掲げる土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°01′06.7391″	136°15′03.9885″
2	34°01′07.1017″	136°15′04.3729″
3	34°01′07.0646″	136°15′04.3830″
4	34°01′07.0446″	136°15′04.4113″
5	34°01′06.9686″	136°15′04.3393″
6	34°01′06.9346″	136°15′04.3194″
7	34°01′06.9256″	136°15′04.3172″
8	34°01′06.9088″	136°15′04.2719″
9	34°01′06.8104″	136°15′04.1757″
10	34°01′06.7397″	136°15′04.0837″
11	34°01′06.7522″	136°15′04.0658″

○国土交通省告示第六百七十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年九月二十四日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
特2328	トヨタ　ＹＤ　フォーク・リフト Ｎ－128ＦＤ Ｌ25	フォーク・リフト	ヤンマー 4TNV98C-ZKSA	2.434	株式会社豊田自動織機　愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地
特2329	トヨタ　ＹＤ Ｎ－128ＦＤ Ｌ30	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第六百七十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年十月一日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3684	三菱　ＧＴ25 Ｊ	農耕トラクタ	三菱 Ｓ３Ｌ２	1.318	三菱マヒンドラ農機株式会社　島根県松江市東出雲町揖屋667番地１

○国土交通省告示第六百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　縦覧開始の日　令和八年六月十日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　堺市堺区三宝町四丁２７４番地２　独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部堺都市再生事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　野増地区第二沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　東京都大島町野増
　字ワダ　一七二番　一号から三号まで
　　一七三番　四号及び五号
　字ツド　一七五番　六号及び七号
　　一八六番　八号
　　一八八番　九号
　　一八七番　十号及び十一号
　　一九三番　十二号
　字山川　二六七番　十三号から十五号まで
　　二六七番地先水路敷　十六号
　字ヲワナ　二五九番　十七号から十九号まで
　　二五八番三　二十号
　　二五七番六　二十一号及び二十二号
　　二五七番五　二十三号
　　二五六番七　二十四号
　　二五六番一　二十五号から二十九号まで

○国土交通省告示第六百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	つくば市島名字榎内二六七八番一七地先から同市平字平下二四九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十日

○関東地方整備局告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四百六十八号
㈢　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
つくば市島名字榎内二六七八番二一から同市平字平下二四九番まで	○・○～一八・六メートル	一・四五五キロメートル

㈣　指定する期日　令和八年六月九日

○関東地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道